

令和3年4月26日
危機対策本部

東京都等緊急事態宣言発令に伴う2021年度前期授業実施方針

4月25日に、東京、大阪、京都、兵庫の4都府県で緊急事態宣言が発令されたことに伴い、「群馬県公立大学法人の業務継続計画（BCP）」に基づき本学の授業を、当面の間、以下のとおり行います。

1. 2021年度前期の授業では、学生、教職員の健康と安全を守る対策を十分に講じた上で、原則として対面での授業を実施します。
2. 教員が、新型コロナウイルスに感染及び濃厚接触者となった場合、授業は一定期間休講とします。その場合、補講を実施してください。
3. 同一科目内において、対面授業と遠隔授業を併存させる形式での開講は原則実施しません。
4. 学生同士の身体的距離を確保するため、教室密度は収容定員の50%を目安とします。そのため、制限された収容定員の上限を超えることが予想される科目については、履修登録時に履修制限（先着順）を行います。
5. 学生で、基礎疾患がある場合や対面授業に不安のある場合は、事務局に相談してください。
6. 授業中は、常時マスクを着用し、教室入退出時に手指消毒と自身の使用した机や機材等の消毒を行います。飛沫が拡散する可能性のある授業については、フェイスシールド等の使用を認めます。
7. 感染症の状況によっては、全面的に遠隔授業に切り替えることがあります。